

○総務省告示第百二十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定により基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣 山本 早苗

第4の3(2)の表中	「	無	無	76.1	」	を	「	無	無	76.1(注) 89.7	」	に
		無	無	10				無	無	10		

改め、同表に注として次のように加える。

(注) 上段は現在割り当てられている周波数を、下段は変更する周波数を表し、上段の周波数の使用は平成27年10月31日までに限る。